

忠徳は入部に先立って、本丸の石垣が孕んでいて危険だとして、家中の侍屋敷を応急に改修し、屋形としてこれに入り（『松平家譜』）、のち三の丸に御殿を建てて対面所と称し、一七〇二年（元禄一五）これに移る（『校補但馬考』）。以来、対面所は歴代出石城主の居館となった。本丸が日当たりが悪く湿気の多い地であり、小出氏の余りにも不気味な断絶ぶりに居所とするのを嫌ったのであろう。松平家支配に替わってから目立って変化したことの一つは貢納制度である。これについては次項で述べることにする。

## 2 貢納制度の確立と寄生地主制の成立

但馬の太閤 但馬の太閤検地実施については、城崎郡日高町頃垣ころがきと板本いたもとに残る「宝永三年指出帳」に「羽

校地 柴美濃守様御検地之由承伝候へ共、御水帳無御座候故、反別石盛不奉存候」、また美方郡温泉

町奈良家一八二六年（文政九）の記録に「文禄三年午、二方郡五十四ヶ村太閤様御検地に而御座候」とあって、太閤検地が行われたことを伝えている。出石町域内には、それを裏書きする史料は残っていないが、豊岡市には天正一九年八月の「御検地帳面伊賀谷村」、また文禄五年九月の「鎌田久々井分名寄帳」が残っている（『豊岡市史』上）。さらに養父郡養父町餅耕地もちもちには、文禄四年九月の「持河内村名寄帳」等がある（朝日祥雄家文書）。

これらはいずれも田畑について品等を示していないが、一筆ごとに反当石盛りを算出してみると、「持河内村名寄帳」では表51に見られるように、田は八段階、畑は七段階に分けられている。そして村高一一二石二七〇合のうち、二三石一一五合は大豆で計上されているところから、『兵庫県史』第三巻に「この名寄帳

第1節 近世前期の出石

表 51 天正・文禄期の石盛り段階

文禄五年 城崎郡鎌田 久々比分名寄帳		文禄四年 養父郡寄餅 村父名寄帳耕		天正一九年 谷多郡伊賀 村多伊賀地帳		石盛り 段階
畑	田	畑	田	畑	田	
	○					14斗
	○					13
	○		○		○	12
	○		○		○	11
○	○		○	○	○	10
			○			9
			○			8
		○	○		○	7
			○			6
		○	○			5
			○			4
			○			3.5
			○			3
			○			2.5
			○			2

は文禄三年に太閤検地が行われ、それに基づいて作製されたものとするには多少問題があり、文禄以前の古い検地帳によって作製されたものようである」と解されている。これに比べて、「伊賀谷検地帳」・「鎌田久々井分名寄帳」は品等の段階数が整

理され、出石藩が行った近世初期の検地の石盛りと品等の段階数がほぼ一致している。また「持河内名寄帳」には、畝以下の面積が記されているのは一筆もないが、「伊賀谷検地帳」・「鎌田久々井分名寄帳」には、歩まで記されている。このことから、伊賀谷・久々井のそれは太閤検地の結果を表しているとみてよいだろう。

では、その検地の年はいつだったろうか。二方郡高末村(美方郡浜坂町)には、「文禄三年水帳」が残っている。奈良家の記録とこの水帳とから、二方郡では一五九四年(文禄三)に行われたことが明らかになってくる。城崎郡では「伊賀谷村検地帳」から一五九一年(天正一九)ではなかったかと考える。この年の前後に気多郡・出石郡でも行われただろう。気多郡頃垣・栃本村の指出帳が、このことを物語っている。そして、太閤検地のとき検出された石高をもって、近世初期但馬の大名封地の所領高は表されたと考えるのである。で

は出石藩の具体例を挙げてみよう。

後に再び触れるところであるが、一七〇六年(宝永三)に仙石家が松平家から受け継いだ但馬国内の拝領高は四万八〇〇〇石であった。うち、四万三〇〇〇石は松平家以前には小出家の封地だった所である。

この村々について、松平家は

一 高三百拾九石式斗三升八合 日野辺村

外 五石式斗九升式合 改出

三拾石五斗五升二合 新発

の例のように、村ごとに、小出家による検地以前の高を初めに記し、これに寛永と正保の検地時に増石した「改出」と、それ以後宝永三年までに開墾した「新発」とを加えて記し、その一覧を仙石家に引き継いでいる(『出石江御所替之節書類』出石神社蔵)。その末尾に、

高都合四万三千石

外 七千五百五拾九石六斗壹升 改出

千七百八拾三石七斗七升三合 新発

右之通出石請取之節相渡り申候 以上

戊六月十五日 山口孫兵衛

高瀬五左衛門

と記し、拝領の表高四万三〇〇〇石は、改出・新発を加えない分、すなわち小出家による検地以前の高の集計であることを物語っている。すると、この高は太閤検地に基づくものと解釈してよいだろう。したがって

出石藩の所領高つまり表高は太閤検地の結果の集計であり、秀吉は太閤検地に基づいて但馬の大名の封地高を決めたと考えられるのである。

#### 元和の検地

次いで小出家治世三代目、吉親の代になって検地が始まった。このことは菅谷村に一六一六年（元和二）の検地帳が残っていることから分かった。この検地帳の表紙には、「寛永十二年（二六三五）九月吉日」と記されている。宝永三年荒木村指出帳にも検地は同年と伝え、それに検地役人の名も記している。ところがその検地帳は表紙一枚めくると、また表紙があり、それに「元和二年六月」と記されている。末尾の記載も同年で、検地役人は指出帳の記載とは異なる小林久兵衛・江見寛右衛門・大田三太夫の三人になっている。結局、中味は元和二年の検地帳でありながら、それに表紙をつけて寛永一二年検地の帳とし、領主へ報告していた訳である。

寛永の検地帳を紛失したため、元和の検地帳をもってこれに代えていたのだろうか。それとも村切り完成以前の検地帳の方が便利であったから、故意にこのような操作を行って利用したのだろうか。菅谷四か村はそれまで一本であった年貢免状が、一六三二年（寛永九）から暮坂・福見・荒木・細見村の四本に分かれる。このとき村切りが完了したのだろう。したがって寛永検地帳は、この四か村に分かれて作成されたと思われる。ところが、荒木村としては、四か村全部そろった方が便利であったので、元和の検地帳をもってこれに代えたと推察するのである。ともかく故意か偶然かは分からぬが、荒木村には元和の検地帳が残った。また坪井村には元和八年名寄帳がある。これは元和二年検地帳に基づいて作製されたものであろう。

一六一六年（元和二）には、生野代官山川庄兵衛が、その支配下村々の検地を始め、一六一九年（元和五）ま

でほぼ完了している。『浜坂町史』によれば、浜坂地方においても一六一七年（元和三）に行われている。このころ、全但馬にわたって検地の実施されたことが分かる。出石藩においても、この流れに刺激されて始めたのであろう。菅谷村の検地帳で特異なのは次のような記載である。

下田八間 式畝四歩 式斗三升九合 九郎兵衛  
 下田卅六間 考反四畝拾歩 考石九斗八升四合 同人  
 拾式間

一筆ごとに、縦・横の間数が記されていることである。菅谷のような谷間の村では、耕地は整然とした長方形にはなっていない。にもかかわらず、このような縦・横の間数を乗じて面積が計算されているところを見ると、当時の計測はかなりおおよざっぱに行われたであろうと推測させる。それでも旧高よりは面積が増えた。そのため高が増えている。菅谷村の場合、旧高は九五〇石二四一合、検地後の高は一〇〇四石六九二合である。ところが、その二年後の一六一九年（元和五）に吉親は園部へ移封になるから、検地は全領におよぼされることなく、中断したのであろう。

寛永く正保 の検地 それを受け継ぎ、全領に実施するのが再封後の小出吉英である。しかし、単なる継続ではなく全面的にやり直すのである。そのため元和年間に検地をした所ももう一度実施する。この

とき高は前のままに据え置き、面積を増加させる。例えば坪井村の場合、元和八年名寄帳では、一二六石九〇七合、九町八反五畝二二歩であるのに対し、正保二年検地帳では、一二六石九一六合、一一町一反九畝一五歩である。菅谷村の場合一六三五年（寛永二二）の面積が分からないので確認できないが、おそらく同様の原則が貫いていることと思う。元和に検地された所では、二段階にわたって面積増加がはかられた訳である。

第1節 近世前期の出石

元和に行われなかった所では、一挙に面積が大きく増しているはずである。後に詳しく述べるが、年貢高は坪刈り数量に面積を乗じて決定されることになっていたから、面積増加は年貢増徴に直接つながる要因だったのである。

ともかく検地は増石・増反による年貢増徴をねらいとして行われた。その総計表が表52である。出石町域内と旧出石郡下郷区域内にあって現在は豊岡市に属する村々をも合わせた村々の「改出」は、旧高の約一三・三パーセント、小出家支配の四万三〇〇〇石では、七五五九石九六一合、約一七・六パーセントの増石が行われている。面積増加の割合はもっと大きかったであろう。高は据え置き、面積だけを増加させると、一筆ごとの石盛りを変更して両者の調整を図らなければならない。その措置として、上田・中田のような地等

明和8年までの新発	明和8年当時の高	検地時の大荒れ減石分
	石合	石合
	355,082	
	302,362	
	341,444	
	389,970	
	790,794	0
	329,956	13,567
9,250	874,631	0
25,291	94,284	0
0	65,240	
	448,009	
	379,230	0
	368,802	0
	121,412	
1,428	417,217	74,385
2,567	458,534	108,550
4,762	119,965	21,690
6,054	174,430	29,234
0	536,612	67,667
9,390	847,368	39,069
108	412,966	116,444
254	542,960	175,953
1,165	563,819	119,368
0	117,130	3,200
0	91,585	14,966
478	147,697	22,404
176	190,136	20,215
5,519	307,187	22,800
6,030	560,116	121,091
2,870	363,842	0
4,057	999,223	204,940
1,578	129,686	17,880
3,303	780,277	16,676
189	218,361	0
6,119	473,662	6,153
0	253,778	30,608
0	112,773	
2,245	294,574	66,403
235	648,915	82,360
372	340,181	0
5,253	217,329	0
5,332	479,208	0
1,633	743,669	0
0	498,433	42,360
105,658	16,872,849	1,437,983

第5章 近世の出石

表 52 村 高 一 覧

村 名	検 地 年	旧 高 <sup>①</sup>	検地時の 改 出 <sup>②</sup>	検 地 時 の 高 <sup>①+②</sup>	室永3年ま での新発 <sup>③</sup>
		石 合	石 合	石 合	石 合
日野		319,238	5,292	324,530	30,552
上野	寛 永 21	269,122	32,870	301,992	370
桐野		301,992	32,120	334,112	7,332
寺野		347,629	24,378	372,007	17,963
出石町	寛 文 13	664,225	119,769	783,994	6,800
水町	寛 文 13	304,756	25,200	329,956	0
弘原町	延 宝 7	650,770	210,583	861,353	4,028
長砂	延 宝 7	61,226	7,767	68,993	0
奥山		65,240	0	65,240	0
弘原上		445,251	0	445,251	2,758
弘原中	延 宝 7	323,117	54,865	377,982	1,248
弘原下		326,556	42,246	368,802	0
鍛冶		97,417	15,537	112,954	8,458
細見	寛 永 12	323,102	41,138	364,240	51,549
荒木	寛 永 12	392,546	0	392,546	63,421
福見	寛 永 12	100,426	5,774	106,200	9,003
暮坂	寛 永 12	134,167	9,033	143,200	25,176
福居		444,806	50,126	494,932	41,680
伊豆	正 保 2	739,219	87,826	827,045	10,933
片間		366,284	44,897	411,181	1,677
三大	寛 永 14	481,006	58,148	539,154	3,552
大谷		499,306	58,124	557,430	5,224
丸谷		103,250	13,010	116,260	870
中谷		80,221	9,479	89,700	1,885
森井	寛 永 17	130,670	15,025	145,695	1,524
尾崎		168,930	17,857	186,787	3,173
鳥居		247,707	48,539	296,246	5,422
奥野	寛 永 21	489,025	47,976	537,001	17,085
小野	寛 永 21	318,964	26,431	345,395	15,577
宮内	寛 永 14	880,649	105,047	985,696	9,470
坪井	正 保 2	113,166	13,750	126,916	1,192
袴狭	正 保 2	690,714	74,286	765,000	11,974
田多		188,875	23,038	211,913	6,259
嶋地		409,518	48,376	457,894	9,649
安良	正 保 2	225,290	27,758	253,048	730
長谷		42,642	63,978	106,620	6,153
立石	寛 永 18	198,141	90,309	288,450	3,879
三宅	寛 永 21	501,736	142,030	643,766	4,914
森尾	正 保 2	299,755	37,608	337,363	2,446
穴見	寛 永 21	190,223	3,272	193,495	18,581
奥野	寛 永 21	415,309	49,629	464,938	8,938
鉢山	正 保 2	658,314	83,520	741,834	202
香住	正 保 2	438,774	55,666	494,440	3,993
計		14,449,274	1,922,277	16,371,551	425,640

史料：『出石江御所替之節書類』、『出石封内明細帳』（出石神社蔵）注：空らんは不明。

表 53 田畑の品等石盛り

石盛り	村名		菅谷	坪井	菅谷	森井	口小野	奥小野	上野	坪井	安良	長谷
	田	14斗						上々	上々	上々	上々	
	13						上々	上上	上上		上中	上中
	12		上中	上中	上中	上中	上中	上中	上中		下下	下下
	11		下	下	下	下	下	下	下			
	10											
	9											
	8							下々	下々			
畑	13	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑	屋敷畑
	12				上			上上	上上			
	11				中	上上	上上	上	上上	上上	上上	上上
	10		上中	上中	上中	中	中	中	中	中	中	中
	9		下	下	下							
	8											
	7											
	6											
	5											
	4											
3												
	検地年	元和二	元和八	寛永一二	寛永一七	寛永二一	寛永二一	寛永二一	寛永二一	正保二	正保二	承応二

注：坪井村元和8年は「名寄帳」、菅谷村寛永12年は「指出帳」、他はすべて「検地帳」による。

の段階数を増やすとともに、その石盛りを変更した。表53を参照されたい。菅谷村・坪井村に注目すれば、このことがよく理解できよう。総じて遅く検地された所ほど、地等の評定は精度が増しているように感じられる。また地等石盛りの段階差は、検地年によってだいたい各村共通していることが分かる。

一六二四〜四七年（寛永〜正保）の検地においては、以上のように増反をはかる一方、免租地の確認作業も進めた。「大荒」地の扱いである。坪井村の場合、元和八年名寄帳に「あれ」と記されているのは下田一筆





写真 191 承応義民頌徳碑  
(豊岡市三宅)

大荒れ地の所持者名が元和の検地帳には記載されているけれども、寛永へ正保の検地帳には記載されておらず、大荒れ高として一括してある。年貢負担地が負担者ともども帳簿上いっそう明確にされていることが分かる。そこで各村は、寛永へ正保の検地帳をもっとも基本的な台帳として扱い、よく保存している。荒木村において「元和二年検地帳」の表紙の上にさらに一枚の表紙をつけ、外見上「寛永十二年検地帳」かのように見せかけているのはこの表れである。なお、この年に細見・福見・暮坂の各村も検地されたのであろう。

**承応の手直** 次いで一六五三年(承応二)に手直し検地が行われた。その検地帳が残っているのは長谷村とし検地

三宅村であるが、長谷村の場合、地等石盛りの段階値から見て、他村並みの検地は一六四五年(正保二)と考えられ、三宅村も同年と『神美村誌』は伝えている。このときの増石に村が承服しなかったために手直し検地が行われたのである。それを裏書きするのが、三宅村承応義民関岡茂右衛門に関する事跡

一反一畝一二歩(高一石二八九合)に過ぎないが、正保二年検地帳においては、大荒れ一町七反八畝二四歩(高一石七八八〇合)と大幅に増えている。一方、菅谷村では、元和二年に三〇町四反八畝二七歩(高三一四石六七五合)あった荒れ高が、寛永の検地においては二〇五石四一八合(面積不明)と大きく減少している。大荒れ地、つまり免租地の画定を明確にしようとしている意図がみえる。また

である。『神美村誌』によれば、正保の検地の結果従来四八〇石余であった三宅村の村高が六四八石余に改められ、貢租負担が過重になったので、当時庄屋であった茂右衛門が再検地を願ひ出、本途石高を五六六石余に軽減させることに成功した。けれども茂右衛門自身は一六五三年（承応二）五月一二日に捕えられ、欠所となつて不動産は没収され、家族は一品も与えられず、着のみ着のままで在所を追い払われた。茂右衛門は三年間禁獄の後、居村を追放され、木村（現但東町木村）に居住したと伝えている。大変苛酷な処分である。これに対し『神美村誌』は欠所説に疑問を投げかけ、一六五三年に六町九反五畝二四歩（およそ八〇石）を有していた茂右衛門のあと、その子孫と称する宗四郎が一七九七年（寛政九）の検地帳では、さらに所有地を増やし一〇町一反一畝二〇歩となっていることを挙げている。

表52によれば、三宅村の旧高は五〇一石七三六合、改出を加えた村高は六四三石七六合、これから大荒れ分を差し引くと五六一石四〇六合となり、さきにあげた数字とほぼ一致する。確かに三宅村の改出は大きい。旧高に対する割合は弘原町分に次いでいて、二八パーセントになる。そこで大荒れ分の認定拡大を求めて再検地を願ひ出たのであろう。いずれの村とも増石になって、多かれ少なかれ抵抗を示したに違いない。それらへのみせしめの意味もあつて処罰は過酷であつたのだらう。それが欠所説にまでふくらんで義民伝承を飾つたのではないだろうか。

分付けの意 検地帳に登録する百姓名の記入にあたって、初期の検地帳には、ところどころ次のように付

義 記されているところがある。二郎兵衛に注目されたい。

東ノ下

上田 耆反六畝拾五歩 式石耆斗四升五合

二郎兵衛分

藤七



写真192 「寛永17年森(井)村之帳」(森井区蔵)

「寛永十七年森(森井)村検地帳」

これを分付け記載という。この場合、二郎兵衛が分付け主、藤七が分付き百姓と呼ばれている。分付け形式がとられるにつれて、『地方凡例録』には次の二例が挙げられている。一つは、「祖父・親の代、田畑を二男・三男・孫などへ譲り、其以後検地を入たる時、総領式の名を肩書に誰分として当主の名誰と記す」場合と、いま一つは、「又家抱と云は下人へ田畑を譲り、分付同然肩書に誰分誰と記す」場合である。そして「分付・家抱とも内付たるに依て年貢諸役も総領式へ渡し、本家より一緒に勤む」。要するに分付け形式は地主でもある分付け主に、分付き百姓が隷属する関係を示しているというのである。そして分付け記載の検地帳が作製されている地方は、後進地域と理解されている。なぜならこの形式は、中世における土豪的農民ないしは家父長制的地主に従属して耕作を営んでいた単婚小家族が、太閤検地の意図するところによって検地帳に登録され、独立経営者とみなされる方向へ進むに際し、これが受け入れられかねるほど中世的勢力の強い地域において、形式的に妥協した産物だとされるからである。すなわち、実際に耕作している単婚小家族が、検地帳に登録され、年貢負担者として表れながら、なおその耕作地は実質的には中世的勢力の所有にかかり、その隷属下にあることを表す形式として産み出されたものというのである。

但馬地方に残る検地帳の分付け記載が、これと同様の意義をもつものであるかどうか、以下に検討してみたい。第一に賞谷

村一六一六年（元和二）検地帳がある。これには分付け記載の土地は一筆もない。後に述べるように、一七〇六年（宝永三）の荒木村指出帳には、『地方凡例録』に表れている家抱と同様の農民、家持いえもつけじん下人が一〇軒存在していることを記しているのだから、それより九〇年ほど前の一六一六年当時にも、もっと多くの家持下人が存在していたと考えても不思議ではない。にもかかわらず分付け記載のないところをみると、当地方の検地帳の分付け記載は、前に述べた分付け記載とは異質のものと考えねばなるまい。このことを物語る例証にはしばしば出会う。例えば一六四〇年（寛永一七）森村検地帳における二郎兵衛と藤七の関係である。兩人の持ち高を集計してみると、

二郎兵衛 一畝二二歩（二筆）

二斗四合

二郎兵衛分藤七 四反六畝二七歩（五筆）

六石五斗一升九合

藤七 一町九畝二二歩（一七筆）

一二石九斗九升一合

となっていて、藤七の方がはるかに高持ちである。しかも彼は屋敷地をもっているが、二郎兵衛にはない。

また一六二二年（元和八）坪井村名寄帳には次のような例がある。

文五郎分彦太郎 七反一九歩（田畠屋敷一九筆）

八石七斗一升一合

名寄帳には、文五郎だけの名請け地も、あるいは彦太郎だけの名請け地もない。文五郎の所持地がそっくり彦太郎に渡っている感じである。

養父郡八鹿町域出石藩領であった村々の寛永〜正保の検地帳にも、以上二例と同様の傾向をもつ例は多く見られるが、わけても宿南村しゆくなん一六四七年（正保四）検地帳においては、分付け主がほかの田畑では分付き百姓

になっている場合が三例ある。この中には「宗恩寺分又右衛門、又右衛門分宗恩寺」のように、分付け主と分付き百姓がそっくり入れ替わっている一例も含まれている。以上のような例から推して、出石藩領域における初期検地帳の分付け記載は、おおよそ一般化しているような定義とは異なり、隸属關係を示しているものではないと断定できよう。ではいったい何を意味しているのか。

**分付け主は** 長砂村には一六七九年(延宝七)田畠改之帳と、一六九四年(元禄七)御地改之帳が残っている。  
**質入れ主** 同村は町分六八石七七九合と長砂村六八石九九三合の二つに分かれていて、検地帳が残って

いたのは長砂村の方である。この検地帳には分付け記載が他村に比べ、非常に多い。そこでその分析を通じて前に提起した問題に迫ってみたいと思う。なお、同村は出石町分に接続していたから、延宝という遅い時期に検地が行われたのであった。それから間もなく、出石川が氾濫して大荒れ地が拡大し、その認定をめぐって手直し検地の必要が生じ、元禄の検地が実施されたと推定する。表54を見れば分かるように、免税地である大荒れが、元禄の検地では延宝の検地の約二倍強になっている。大荒れ地認定は拡大したが、面積は五町八反一畝一二歩から六町三畝一五歩へと増え、村高は据え置きになっているのは、前に述べた原則が貫いていることを物語っている。この両度の検地帳作製年代の差は一五年あるわけだが、この間に分付け記載が大分変化している。それを通じて分付けの意味を探ってみよう。

表54を見て第一に気付くことは、誰分誰と記された土地の増減は、分付き百姓の盛衰によって決まるということである。その上昇の場合の例は堺屋勘右衛門である。おそらく彼は出石町人で嗣子は小七郎であったらう。堺屋はこの一五年間に与十郎分堺屋勘右衛門の土地のうちから「与十郎分」という分付けを消し、

第1節 近世前期の出石

界屋固有の名請け地にした土地を増やしている。元禄検地の与十郎分界屋小七郎と界屋小七郎との持ち高合計が、延宝検地の両者の合計より二石ほど少ないが、これは大荒れに認定された分と考えられるから、与十郎分界屋勘右衛門の高が減った分は、そっくり界屋固有名義に移されたとみてよからう。

次に下降の場合の例をみてみよう。彦太夫である。彼は元禄検地において、延宝検地七郎右衛門分彦太夫の高のうち六割は七郎右衛門分米屋喜左衛門名義に移し、四割は

表 54 長砂村分付け主・分付き百姓の変化

1679年(延宝7)		1694年(元禄7)	
所 持 者	高	所 持 者	高
「与十郎分」界屋勘右衛門	18,506	「与十郎分」界屋小七郎	13,372
与十郎	2,223	与十郎	0
界屋勘右衛門	3,785	界屋小七郎	6,666
「七郎右衛門分」彦太夫	4,139	「七郎右衛門分」彦太夫	448
七郎右衛門	833	「七郎右衛門分」米屋喜左衛門	2,471
彦太夫	603	七郎右衛門	505
「長松分」彦太夫	2,230	彦太夫	160
「長松分」界屋勘右衛門	1,573	「長松分」米屋喜左衛門	1,092
長松	53	「長松分」界屋小七郎	1,339
久左衛門	18,732	長松	0
		「善太夫分」木槻孫左衛門	12,050
		「久左衛門分」木槻孫左衛門	1,080
		善太夫	2,439
		木槻孫左衛門	740
		「四郎右衛門分」喜左衛門	720
		四郎右衛門	32
		喜左衛門	1,452
ほか4人	9,189	ほか11人	11,101
大荒れ	4,873	大荒れ	11,220

史料：「長砂村検地帳」（川崎好家文書）。



写真194 「元禄7年長砂村御地改之帳」(川崎好氏蔵)

失っている。長松分についても半分は米屋喜左衛門に、半分は失っている。自身固有名請けの高も減り、屋敷高もなくなっている。分付けの土地は、分付き百姓の側に処分権があると考えられる動きである。

第二は、第一の命題の裏返しとして、分付け主は没落過程にある人という事である。例えば与十郎である。彼の屋敷地について延宝検地帳には「庄屋与十郎」と記され、面積八畝六歩、

高一石六升六合で分付け記載はない。外にも与十郎固有の名請け田地があるが、元禄検地帳には屋敷も含めそれらが一筆もない。長松も同様無高になっている。七郎右衛門固有の名請けの土地はわずかに減っている程度だが、屋敷地はなくなっている。彼らが分付けにして分付き百姓へ渡した土地と、彼ら自身固有の名請けの

土地の種類・一筆当たりの面積を、七郎右衛門を例に比べてみると、延宝検地帳の場合、七郎右衛門分彦太夫の土地は一筆当たり平均面積は三畝で、田が主である。これに対し七郎右衛門固有の名請けの土地は一三歩で、畑ばかりである。値打ちのある土地は分付けに出し、良くない土地を自分所持にしているとうかがえる。

いま一人没落過程を鮮明に表しているのが久左衛門である。



写真193 「延宝7年田畠御地改之帳」(川崎好氏蔵)

彼の嗣子は善太夫とみられ、元禄検地帳に久左衛門分・善太夫分が大きく表れるのである。延宝検地において一八石余あった久左衛門所持高は、善太夫の代になって二石四斗余に減り、それも一畝一八歩（高九斗六升）の下々田のほかすべては畑で、屋敷地面積も六分の一に減っている。そして減少分はそっくり木槻孫左衛門へ渡ったとみられる。元禄検地帳の善太夫分・久左衛門分・善太夫・木槻孫左衛門四者の高を合わせ、これに大荒れによる減石分を見込んでみると、延宝検地の久左衛門所持高にほぼ匹敵するからである。

第三は分付けの期間が長いことである。両度の検地には一五年の隔たりがあるのに、与十郎分・七郎右衛門分・長松分の分付けは消えていない。以上の分析を通じて、分付けはいかなる意義をもっているのかを考察してみたい。これに答える史料が長砂村に残っていた。一七〇六年（宝永三）指出帳である。その質入れの項に、

「田畑質物ニ入、町方へ流切申候高三拾五石程、今程町人支配ニ罷成申候」

と記載されている。三五石という質流れ高は、表54元禄検地の与十郎分堺屋小七郎・七郎右衛門分米屋喜左衛門・長松分米屋喜左衛門・長松分堺屋小七郎・善太夫分木槻孫左衛門・久左衛門分木槻孫左衛門三一石四〇四合に、堺屋小七郎が延宝検地以後元禄検地までの間に、与十郎分から分付けを消去し堺屋固有名請けにしたとみられる高と、木槻孫左衛門固有名請けの高を加えた高にほぼ匹敵する。すると分付け地は質地であり、分付け主は質入れ主であったと解釈できよう。分付け期間すなわち質入れ年季が長いということは、

『地方凡例録』質地年季定之事の項に、「是は前々ハ年季の限りハなく、拾五箇年にも廿箇年にも、双方相対にて極めたる処、享保六丑年以来年季ハ拾箇年に限り」とあるような状況下に質入れされたからであ



ろう。

以上の分析結果を従属関係からみるならば、分付き百姓に分付け主が従属する形になり、『地方凡例録』に挙げられている例とはその地位がまったく逆転している。したがって但馬地方の分付け記載は、中世身分秩序が近世に持ち込まれた残影表現としての後進地的象徴とみるよりは、むしろ貨幣経済浸透の結果表現である先進地的象徴とみる方が妥当であろう。この意味において、但馬はまさに近畿圏に属するといえる。しかし分付けの意義は、もともとがそうであったとは断定しがたい。『浜坂町史』所載の一五九四年（文禄三）水帳には、「おかむら分与惣次郎」という分付け記載が見られるが、与惣次郎は中世土豪であった岡村家に隸属していた百姓と解釈できる記載ぶりになっているからである。それが近世早期からの激しい土地移動によって、前記のような意義に変質したところに但馬の特色がある。

#### 激しい土地

土地異動は早くから激しかった。それは坪井村の史料によって証明することができる。同村異動

には一六二二年（元和八）名寄帳と一六四五年（正保二）の検地帳が残存していることについてはしばしば述べた。そこで、それぞれの帳面の個人別所持高を集計し、二三年間のその個人別推移を推しはかってみようとしたところ、名前の一致する者は一人もなく、系譜を明らかにする史料もない。はたと行き詰まってしまった。そのあげく屋敷に注目した。村全体の面積・高は少し食い違っているけれども、元和名寄帳とはほぼ同じ面積・高を有する屋敷をもつ人が正保検地帳にあるならば、その人は元和名寄帳に登録されている人の後嗣であろうと考えたからである。そして屋敷地の筆数を数えてみると、元和名寄帳には一〇筆あるのに、正保検地帳では六筆に減っている。しかもその内三郎右衛門の屋敷地は一畝一八歩と一二歩の二

第1節 近世前期の出石

表 55 近世初期における石高所持の変化（坪井村）

1622年(元和8)				1645年(正保2)			
名	所持高	屋 敷		名	所持高	屋 敷	
		面積	高			面積	高
猪 衛 門	石合 23,159	畝歩 3.15	合 455		石合		
太 郎 兵 衛	21,466	2.25	367			畝歩	合
伊 右 衛 門	20,507	4.02	528	新 右 衛 門 <sup>(1)</sup>	29,592	4.00	520
		2.15	327				
小 左 衛 門	18,888	2.00	260	三 郎 右 衛 門	16,918	2.00 <sup>(4)</sup>	260
		24	104	甚 五 郎	12,195	24	104
与三衛門分	16,172	2.05	281	(彦五郎分 <sup>(3)</sup> )	10,103	な	し
助 二 郎	9,688	1.16	200	彦 市 <sup>(2)</sup>	7,713	屋敷27	117
		上田 3	13			麻畑27	117
文 五 郎 分				孫 右 衛 門	20,563	3.00	390
彦 太 郎	8,711	3.00	390	(小八郎分)	7,471	な	し
二 郎 兵 衛 分	8,189	1.13	186	(五郎兵衛)	92	な	し
三 郎 兵 衛	127	な	し	惣 分	1,195		
				宮内村 3 人	3,194		
				大 荒 れ	17,880		
計	126,907			計	126,916		

史料: 「元和8年坪井村名寄帳」, 「正保2年坪井村検地帳」(中山三郎家文書)。

- 注 (1) 新右衛門は検地帳に庄屋と記されている。  
 (2) 彦市の屋敷と麻畑は助二郎の屋敷とそのそばの上田を合わせた土地を折半してつくり出したとみて、彦市は助二郎の後嗣とみた。  
 (3) ( )内はそれぞれの欄の後嗣とみるが適当と考え、ここに入れた。  
 (4) 1 畝18歩と12歩の2筆に分かれていたが、この2筆の字名は同じであるところから隣接地とみなし合筆してここにあげた。  
 (5) 屋敷高は所持高のうちに含まれる。

筆に分かれているが、字名が同じであるところから隣接地とみなし合計すると、元和名寄帳の小左衛門所持屋敷地とびったり一致する。そこでこの二筆は合筆して考えたので、実質的には五筆となる。以上の考えに基づいて作製したのが表55である。

その結果、元和名寄帳において最高の高持ちであった猪衛門と太郎兵衛の二人は、正保検地時点までに所持地を全部失い、屋敷もない。代わって伊右衛門の子新右衛門が所持地を増やして庄屋となり、小左衛門も高を増やして、嫡子とみられる三郎右衛門に小左衛門の元和当時の高にはほぼ匹敵する田畑を譲ったほかに、甚五郎を分家していることが分かった。

さらに分付け記載については前項に述べた解釈がここでも証明される形で表れていることを知った。すなわち元和名寄帳において分付け記載をもつ「文五郎分彦太郎」の田畑は、文五郎に受け戻し権が留保されていないながら、実質的には興隆段階にある彦太郎に所持権があり、彦太郎の子孫右衛門の代には完全に所持権が移ってその個有の名請け地となり、いよいよ所持高を増している。一方、分付き百姓の記載されていない「与三衛門分」「二郎兵衛分」については、受け皿となる所持権者つまり質受け主Ⅱ分付き百姓が特定されていないところから、与三衛門、二郎兵衛の受け戻し権が強いことを表しているとみられる。いかえれば所持権がまだ強く、実質的にその田畑を支配しているとみられよう。このためその子の代になって所持高は減少し、また彦五郎分・二郎兵衛分といった分付けが付きながらも、所持高を維持している。しかし一軒前の本百姓とは認められなかったのだろう。そのため、検地時点において屋敷地が登録されなかったのではな

第1節 近世前期の出石

以上のように、坪井村の史料は寛永ノ正保の検地以前から、大高持ちは常に没落の危険にさらされていたことを物語っている。この勢いは時代が下るにつれていっそう激しくなる。長砂村検地帳にこれが表れていることについては前に述べた。特に元禄前後のあたりが著しい。

その断面を示しているのが、一七〇六年(宝永三)時点における指出明細帳の記載である。下郷では三宅・香住・森尾・伊豆・三木・長砂・上鉢山・口小野の八か村に指出明細帳が残っていたが、そのうち口小野・上鉢山村を除く六か村に、次に示すような質入れ高が記してある。

三宅村指出帳 (元禄一〇年)

八三石一五五合 出石吹田屋茂兵衛

二五石一一一合 出石米屋喜左衛門

五〇石一四四合 口小野村弥兵衛

二七石二三七合 奥小野村与兵衛

八石七七六合 豊岡絹屋又兵衛

六一石四三二合 豊岡舟渡屋八郎左衛門

二七石一二六合 豊岡溜屋五郎右衛門

計二八二石九八四合

伊豆村指出帳 (宝永三年)

一一〇石余 出石吹田屋与兵衛

第5章 近世の出石

六三石余 出石米屋彦左衛門

三〇石余 出石和泉屋六左衛門

七石余 出石鍋屋虎之助

二〇石余 口小野村弥兵衛

二石余 倉見村新右衛門

計 二二三石余

三木村指出帳 (宝永三)

一一五石九五〇合 九日市村七郎右衛門

五〇石余 土居村九左衛門

三〇石余 出石吹田屋与兵衛

一五石余 出石米屋又三郎

一六石余 出石鍋屋虎之助

計二二六石九五〇合余

長砂村 「田地質物ニ入、町方へ流切申候高三拾五石程」、一六九四年(元禄七)当時、町人支配となつていた確実な田地高は、三三三〇三二合であるから、のちの計算にはこの数字を用いる。

森尾村 「他所より当村へ出作高七十石、豊岡・出石之町人に渡り候地に罷成、支配仕候」

香住村 「他所より当村へ出作高百七十石、町人支配にて御座候」

伊豆村・三木村の指出明細帳の前記記載に続いて「他所より当村への出作高」と記したあと、

伊豆村 「右出作之義は、先年は無御座候得共、百姓あまた法ぶれ申候而、質方へ田地相渡候へば、作之義ハ当村之作仕候、」

三木村 「右之外相残り申候田畑茂、方々江質物ニ入置申候」、さらに質入れ者共は「日役仕渡世を潰申候」と記してある。

以上の質入れ地はすべて田地で、質流れしてしまっているとみてよい。そこでそれぞれの村の田畑毛付高(表63・四七一〜四七二ページ参照)に対する他村者所持高の割合(パーセント)を計算してみると、三宅村五九・六、伊豆村三八・二、三木村六九・七、森尾村二二・六、香住村四三・七、長砂村八八・五、以上六か村平均が四七・四、実に田地の半分近くが質流れ地として他村者の所持となっているのである。上野・荒木・弘原中村などの指出明細帳には、以上のような現象は記録されていない。下郷低湿地に集中しているのである。その理由については「下郷の苦惱」の項で詳述しよう。

異動一件あたりの高もまた大きい。口小野村弥兵衛の場合を例に挙げよう。彼は一六九七年(元禄一〇)に、三宅村に五〇石余の土地をもっていた。ところが一七〇二年(元禄一五)作製の弥兵衛所持地の「高書帳」に、三宅村の所持高は一石もない。請け戻されたか、転売したか、おそらく後者であろう。そして高書帳には伊豆村九右衛門分九石四斗、安良村仁太夫分一〇石九斗を入手したことを記している。

こんなありさまであったから、出石・豊岡の町人の中には、驚くほど大きな土地集積者がいたであろうことが想像できる。とにかく元禄・宝永のころ、下郷一帯にいかにも激しい土地異動が起こっていたかが分かる

第5章 近世の出石

表 56 近世初期の階層構成

持ち高	村										計	持ち高計	年	全 家 数		
	石	菅谷	坪井	森井	口小野	奥小野	上野	安良	長谷	宝永3				明和8		
70																
60	1															
50	1					1				1						
40	2				2	1		1	1	1						
30	1			2	1	4	4		3	2						
20	4	3	2			1	4	2		4						
15	6	2	1	1			2	4	1							
10	10		2	2	1	3	1	1	3	7						
5	12	3	2	1	2	2	3	10	2	2						
3	10			1	4	4	1	7		1						
1	19			2	3	2	1	17		3						
	17	1	1	1	6	17	4	25	2	16						
	計	83	9	8	10	17	34	22	66	12	37					
		三七・六三	二六・九三	一四・六三	二五・六三	八九・八四〇	三四・三六	四五・三〇	三五・六七	三〇・四〇	三五・〇三					
		元和2	元和8	正保2	寛永17	享保12	寛永21	寛永21	寛永21	正保2	承応2					
		宝永3					五六		六一							
		明和8	一八二	一三	一八		六二	七七	二一							

村役人層の 交代

その間に、没落と興隆による村落支配者の大きな交代の起こったことがうかがえる。そのよ

う。

かにしていききたい。

まず表56「近世初期の階層構成」を参照してほしい。一〇〜四〇石層にかなりの集中があり、四〇石以上も存在している一方、五石未満の小高持ちが圧倒的に多い。なかでも一石未満が多い。史料の年代も村落も違うので、この表の階層ごと村々の名請け人を合計して割合を出すことは妥当ではないが、おおよその目安のためそのような計算を行ってみると、五石未満は五〇パーセント以上、なかでも一石未満は三〇パーセン

第1節 近世前期の出石

表 57 天正・文禄期の階層構成

石	50		
	40	1	1
	30		2
	20		4
	15	3	6
	10	6	10
	5	3	10
	3	2	4
	1	2	4
		16	4
計		30	41
年		(天正19)	(文禄5)
村名		城崎郡伊賀谷	城崎郡久々比
村高		八八・一六九	三五九・三八〇

注；伊賀谷村 「天正19年検地帳」  
 餅耕地村 「文禄4年名寄帳」  
 久々比村 「文禄5年名寄帳」

郡餅耕地村  
 々々比、養父  
 伊賀谷・久  
 時の城崎郡  
 に太閤検地  
 参考のため  
 ト余になる。

の階層構成を見ると(表57)、前記階層の比率は、表56出石町城寛永〜正保検地時とほぼ同様であることが分かる。これが前項に述べた激しい土地異動の結果大きく変動するのであるが、なかでも大高持ちの間の浮沈が目立つ。例えば長砂村の場合である。元禄ころまでに庄屋と十郎は屋敷地をも失うほど没落し、彼に匹敵する高持ちであった久左衛門もそのほとんどを失った。七郎右衛門・長松も没落して大高持ちが一掃された後、延宝検地時に四石四八一合を有していた太左衛門(先代および後代は九右衛門)が、一七〇六年(宝永三)には庄屋となり、以後長砂村庄屋は代々この家が多く勤める。

安良村においては、正保検地時に庄屋屋敷を免許され、三五石七七六合余の高持ちであった孫兵衛、並びに四二石九八七合の喜四郎は元禄ころまでに没落したらしく、一七〇六年には、一六四五年(正保二)検地時に一三石二四一合の高持ちであった四郎左衛門が、庄屋を勤め、その後はこのころから興隆してきた弥右衛門が同村の庄屋を勤めるようになる。



森居(森井)村では、一六四〇年(寛永一七)検地帳に、新兵衛(三五七八三合)と孫右衛門(三三石二八五合)二人の抜きん出た大高持ちがいるが、一七二七年(享保一二)名寄帳によると、両家ともこの時点までに没落している。享保の名寄帳には寛永検地時の所持者名が、一筆ごとに記されている。それをたどって孫右衛門の屋敷の享保期における所持者を探すと、市郎兵衛であった。彼の所持高は一石三五九合、そのすべての土地は寛永年間には孫右衛門の所持地であった。もう一人その所持地の八五パーセントまでが孫右衛門名請け地であったのを所持している者に、太郎兵衛がいる。所持高は一四石三二五合、しかし五畝二四歩という大きな屋敷地をそっくり受け継いでいる市郎兵衛が直系であったとみてよく、その没落は明らかである。新兵衛の屋敷地八畝一二歩は享保一二年名寄帳においては、与三左衛門(所持高二石七八〇合)と庄右衛門(同八石〇九合)にちょうど折半され、どちらも「明屋敷」と注記されている。さらにその所持地の中で寛永一七年検地帳新兵衛名請け地はわずかである。したがって二人は新兵衛の後継者ではなからう。一人それとおぼしい者に新四郎がいる。名前の「新」が共通し、所持高三石七七一合は際立って大きいからである。ところが彼の所持高合計額を記した後に、その高のうち二六石二五四合は与三右衛門分・仁左衛門分・与三兵衛分、一一石四五七合は市郎兵衛役高(八石一七二合)・次右衛門役高(二石六七七合)・孫三郎役高(二石〇八合)と記されている。新四郎所持高全部はその少し前に入手したもので、まだ完全に彼固有の名請け地になっているものではないことを示している。以上のことから、寛永一七年検地帳の新兵衛家は、享保一二年までに屋敷をも失って姿を消していることが分かる。

史料の入手できた村々だけでも、そのことごとくがといてよいほど、抜きん出た大高持ちは、一七世紀

第1節 近世前期の出石

表 58 口小野村弥兵衛「高書預米之覚」に見る反当預け口 (元禄15年)

	村	面積	高	預け口	反当平均		預け口/高 指数
					高	預け口	
田	口小野	927.25	115,665	143,800	1,247	1,550	124
	奥小野	395.26	49,278	61,500	1,245	1,553	125
	立石	221.03	28,062	31,900	1,269	1,443	114
	安良	374.00	47,177	58,885	1,261	1,575	125
	伊豆	134.03	16,748	18,300	1,249	1,365	109
	福居	107.05	12,956	16,670	1,209	1,556	129
	田多地	58.12	8,878	10,800	1,520	1,849	122
	計・平均	2,218.14	278,764	341,855	1,257	1,541	123
畑	安良	19.13	2,072	1,245	1,066	641	60
	伊豆	28.26	2,878	3,243	997	1,123	113
	福居	44.23	3,973	3,650	887	815	92
	口小野	9.18	1,072	1,520	1,117	1,583	142
		12.27	970	預け口記載なき分			
計・平均	115.17	10,965	9,658	976	943	97	
田畑計	2,334.01	289,729	351,513				

注 (1) 検地帳による村平均田反当石盛り、口小野村1石247合、奥小野村1石221合。

(2) 田多地村の平均反当石盛りは上々田石盛り1石4斗よりも高いことから、面積に誤りがあるものと考えられる(西村平八郎家文書)。

後半になって軒並みに没落している。彼らの多くは中世土豪ないしは名主の系譜をひく人たちであっただろう。代わって興隆してきたのは、没落地主たちの質地在大量に引き請け、やがては質流れによってそれを入手することのできた商人たち、あるいは農業経営の転換に成功し、かたわら貨幣運用にも巧みであったと考えられる村方地主などがあげられる。前者の例はこれまでにしばしば述べてきた出石・豊岡町人らの質集積である。また他地方から貨幣資本をもつてこの期に移住してきた商人・浪人らがある。但馬の大地主の中にはこのような伝承をもつ家をし

ばしば見受ける。伊佐新田や長谷沢新田の開発地主たちはこの例の中に加えられよう。

後者の例には但馬の大地主として近代にまで続いた多くの家々がこれに属する。昭和二十七年に京都大学人文科学研究所が発表した論考、『但馬における大土地所有の形成と変遷』に取りあげられた朝来郡和田山町林垣の吉井庄左衛門家、出石郡但東町矢根の大石藤兵衛家、豊岡市森尾の平尾源太夫家はいずれも一七世紀後半から興っている。中世的勢力の保持者でこの変動期を巧みに乗り切ったと考えられる例に、口小野村弥兵衛がある。彼の先代かとみられる助太夫は、一六四四年(寛永二)検地帳においては四二石八三合一合を有するが、弥兵衛の代の一七〇二年(元禄一五)には表58に見られるように、数か村にわたって二九〇石ばかりの大高持ちに成長している。

とにかく一七世紀後半、特にその末期から一八世紀初頭にかけての時代の、地主層の変動は大きかった。その動きに合わせて村役人の交代が起こったのである。そして、いま一つ際立ってきたことは、小高持ちの増加である。没落地主の土地が、おそらくその隷属下にあったとみられる単婚小家族の農民たちに、小片ながらも分け与えられた結果であろう。例えば表56の森井村である。一七二七年(享保二)には、一石未満が特に増加して、同村の全農家が土地をもつようになっていたことを示している。

**地主手作経営  
の行き詰まり**

一七世紀後半に至って、中世的勢力の保持者が各村にわたって、これ程広範に没落した理  
由は何であったろうか。それは貢租の重課と農業経営形態の行き詰まりにあったと思う。

貢租については後に譲ることにし、ここでは農業経営形態の変化について考えてみることにしよう。

一般的に近世初期の農業経営形態は、中世の延長で、かつての土豪ないしは名主の系譜をひく者が近世の

地主として、譜代(代々奉公している)の下人たちを駆使して地主手作経営を行っていたと考えられている。但馬の場合、直接これを裏付ける確かな史料はまだ見付かっていないが、おそらく他地方と同様であったろう。それは前述したように、近世初期の検地帳において、本家ないし主家に依存しないで自立できるとは考えられない五石未満が約半分を占め、なかでも一石未満が三〇パーセントもあるという事実によって、このように推し量るのである。このほかに、無高の農民の存在もまた考えられる。表56「近世初期の階層構成」下欄に近世中期の家数を記したが、これと検地帳登録人との間には各村においてかなりの差がある。後代になるにしたがい家数は若干増加するものであることを考慮にいれても、なおその差は埋めきれない。この零細農民たちは大高持ち、つまり地主たちの手作経営に参加することによって、生活を維持していたと考えられるのである。

しかし、零細ないし無高農民の数は、近世後期になるにしたがいさらに増加してくる。彼らは小作人として地主の経営に参加していたことがはっきりしているのであるから、零細ないし無高農民の存在のみによって、近世初期においては彼らが地主手作経営に隷属するものであった、と推断することは不充分である。これを補う史料として、一七〇六年(宝永三)の伊豆村・三木村指出帳にある次のような記載をあげよう。

(伊豆村)

一 百姓惣家数八拾七軒	三拾四軒	田地持百姓
	二拾五軒	下作百姓
拾八軒	水呑百姓	

惣家数に対し内訳が一〇軒不足している。水呑百姓みずのみが二八軒の間違いだらう。

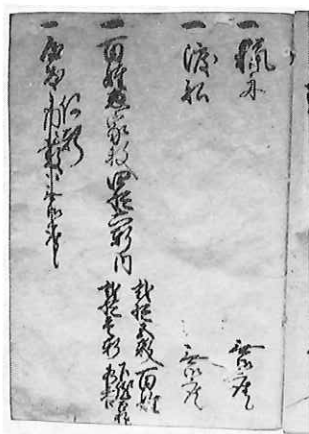


写真 195 「宝永3年三木村指下帳」水呑を消して下作百姓と改めている  
(三木区蔵)

なっている。したがって現代の感覚からみれば、その社会的地位は水呑の方が高いように感じられるのであるが、当時では下作百姓の方が上位にあったと考えられている。それは江戸時代の東北地方の例であるが、これらを列記する場合、多く百姓・名子なこ（下作百姓にあたる）水呑の順に記載されているからである。前時代の身分関係を持ち込んだものとして、有力者と密接な

(三木村)

一 百姓惣家数四拾六軒

式拾五軒 百姓

式拾宅軒

下作百姓  
水呑

ここで注目すべき記載は「下作百姓家」である。三木村の場合「水呑」は、水呑の文字の中央を線で消し、その横に下作げさく百姓と訂正してある。下作百姓と水呑とは、当時ほとんど同義のような実態になっていたのだろう。このほか、荒木村もこの二つをはっきり区別して記載している（六六四ページ表94参照）。その他の村々の指出帳は、「水呑」に統一されていて下作百姓の記載はない。

下作百姓とは譜代げだい下人、『地方凡例録』に表れている「家抱けぼ」にあたると思われる。中世では、名主がこの人たちの労働に依存して自らの手作経営を維持するというのが主流の形態であった。水呑とは小作人のことである。地主から土地を借り受け、自らの農具、家畜をもって農業を経営する点において、下作百姓とは異

関係にある名子の方が一般小作層より上位にある、とされた観念に基づくのだろうとみられている。伊豆村指出帳の記載順序からみて、当地方にもこの観念は貫いていたとみてよからう。一八世紀初頭において、なお一か村ではあってもはっきり下作百姓が存在しているところをみると、一七世紀前半には下作百姓が零細農民大多數の存在形態ではなかったかと思う。これが水呑へと転化するところに農業経営形態の変化を想定するのである。すなわち下作百姓の労働に依存して行ってきた地主手作経営は、貢租の重課と相次ぐ凶作に悩まされながらも、かろうじて維持されていたのであるが、一七世紀後半に至ってその経営形態からくる生産力の停滞は免れず、そのうえ、貨幣経済浸透結果による地主の消費生活が向上し、その破綻はたんが広範に起こった。これと平行して下作百姓は解放され、新興地主の小作人に転化したとみるのである。

#### 寄生地主制

そして成立した地主制は寄生地主であった。つまり土地を小作人に貸し付け、それから入るの小作料で生活していく不労階級である。一般的には寄生地主の成立は江戸時代中期ごろとみられているのであるが、但馬の場合は非常に早い。一七世紀後半にまでさかのぼることができるのである。

#### の成立

このことは宍田区池田甲子郎家に残る「延宝八年田畑散田帳」によって、はっきり証明できる。この帳面には一六八〇～九七年(延宝八～元禄一〇)の一八年間にわたって、田畑一筆ごとの「預け口」と小作人が記入してある。そのうち始め五年間だけを集計して表59を作製した。預け口とは小作料のことで、「まけ」とは減免分である。田と麻畑は米、畑は大豆で納めている。自作分とは小作に出さず自ら作ることである。この手作分にも預け口があるのだから、すべての田畑に預け口は決まっているものであり、また「まけ」があるから預け口とは契約小作料高であることがはっきり分かる。寄生地主の証明はこの手作分にある。それが年々

第5章 近世の出石

表 59 初期田畑散田帳に見る預け口・手作分の内訳例

年	米 (田) 大豆(畑)	預け口	内	
			まけ	自作分
1680 (延宝 8 年)	米	石 合 36,163	石 合 2,235	合 0
	大豆	6,180	1,550	0
	計	42,343	3,785	0
1681 (天和元年)	米	35,508	2,185	260
	大豆	5,500	0	0
	計	41,008	2,185	260
1682 (天和 2 年)	米	36,215	2,215	400
	大豆	6,100	0	0
	計	42,315	2,215	400
1683 (天和 3 年)	米	35,825	200	520
	大豆	5,280	0	400
	計	41,105	200	920
1684 (貞享元年)	米	35,895	0	70
	大豆	4,630	0	480
	計	40,525	0	550

史料：「田畑散田帳」(池田甲子郎家文書)。

微々たる額で変動があり、しかも池田家の場合、それは畑ばかりである。米納分があるが、これは麻畑である。同家の小作料収納源は八割が田地であって、その手作は行っていない。つまり良地は小作に出し、悪地は手作していたことになる。池田家の本業は商業であるから、農業に関しては全くの小作料依存の不労階級である。なお、当時の同家当主は吉太夫といい、一六八二年(天和二)から宵田町名主を勤める。

他町域の例をも挙げて補充しておこう。一つは養父郡伊佐新田である。八町四反四畝余ある同新田では、地主たちは初め京都に在任し、経営は一人の手代に任せ、出資額に応じて小作料の配分を受ける仕組みで出発した。完全に寄生地主であった。長谷沢新田も同様の経営意図をもって開田されただろう。

散田の意義

また、池田家のこの帳面には「田畑散田帳」と表記されていて、小作地のことを散田と呼んでいたことを表している。近世における散田がこのような意味で用いられているのは、但馬・丹波・丹後



写真 196 祐徳寺（養父町建屋）

つまり労役が課せられていたが、散田には公事負担がなく、年貢一色であったところから一色田とも呼ばれた。江戸時代に用いられた散田は、一般的には常時耕作できないような悪地村の総作りとし、希望者に請け作させていた土地のことをいうのであるが、但馬の場合はこれと異なり、良田畑も含めてすべての土地のうち、小作地となったものを散田と呼んでいる。

散田がこのような意味に用いられるようになった理由について、しばらく考察してみたい。その史料として、『美方町史』に掲載されている「永正七年四月吉日小代庄之内才松丸知行所散田帳」を分析することにする。この帳面には、光成名・国次名など五町九反余の田地に、四五人の百姓が請け作していることを記している。百姓一人当たり平均請け作面積が一反三畝余と余りにも小さいので、百姓たちはここに記されているほかに、才松丸直営地の下作にも従事していたと考えられる。したがってこの帳面には、才松丸の知行所

だけのようである。散田とはもともと田を散らすという動詞から生まれたことばである。荘園領主がその直営地を毎春農民に請け作させるために割り当て（散田する）ことをいい、転じて割り当てることができる領主直属の土地をさすようになり、さらに犯過人跡や百姓の逃散跡は荘園領主がこれを没収したために、とくに百姓逃散田を散田と呼ぶことが一般化していたのである。名田には年貢のほか公事負担



のうち請け作(小作)に出した田地のみが挙げられていると解釈できる。すると、散田の意義は前に述べた一般的な定義にあてはまるとみられる。しかしその耕地が、常時耕作できないような悪地ばかりでは、なさそうであるところに心を惹かれる。そこで但馬では中世以来どのような耕地でも請け作Ⅱ小作に出した土地を散田と呼ぶならわしがあったのではないか。その記憶が薄れないうちに、寄生地主制が近世早くに展開し、小作地すなわち散田と呼ぶ慣行が定着したのだろうと考える。

才松丸と近世寄生地主とは立場が非常によく似ている。才松丸は長じて山本主計助信胤と改名する小代谷土豪の一人である。彼は父新五郎房家の知行地を相続するにあたって、この散田帳を作成したのである。

房家は一五〇四年(永正元)に忠宮・神水・鍛冶屋・佐坊に知行地を与えられ、『七美郡誌稿』、一五〇六年(永正三)には多田宮(忠宮)・吉滝神社主職ならびに国次名千ヶ谷代官職を安堵された。その安堵状に記された主の名は俊朝である。一五〇七年(永正四)に房家の兄の子鶴法師に与えられた安堵状には胤朝の名がみえる。姓は分からない。しかし諱からみて、毛利氏でも田公氏でもなさそうである。養父町建屋谷森の祐徳寺に残る一五二四年(大永四)の寄進文書に、太田垣三郎久朝、大永六年のそれには太田垣三河守朝説の名が記されている。竹田城主太田垣氏にも光朝、宗朝、朝廷など、「朝」の字を諱に加えている者が多い。すると、山本房家が臣従していた俊朝は太田垣氏ではなかったかと思われる。伝承には一五七七年(天正五)に竹田城から太田垣信喬、宗喬兄弟が小代谷に逃れてきて、小代一揆を指揮したと伝えられているが、小代谷はそれ以前から太田垣氏と関係が深かったとみれば、太田垣兄弟の小代入部説は決して唐突なことではなくなる。そのせんさくはここでの本論ではないのでこの程度にとどめよう。いずれの氏であったにせよ、俊朝・胤朝

は毛利や山名のような守護勢力ではなく、小代谷ならびにその近辺を領する小領主であったと思われる。その人に光成名や国次名など名田を安堵された山本房家Ⅱ才松丸は、武士化した名主すなわち土豪的地主であったとみられる。名主が名田の一部を小作に出した、その記録が「才松丸知行所散田帳」であるとすれば、才松丸は近世の地主の立場と非常によく似ている。才松丸の武士の側面を除き、小作人に対する側面だけを取りあげれば全く同じとみてよい。こんなことから、小作地を散田と呼ぶ慣行は、中世から直接的に近世に持ち込まれたと考えるのである。

年貢賦課率決 寄生地主が成立するためには、それに見合う小作料が既に確立していなければならない。

定の手続き それがどれ程であったかは重大な関心事であるが、それを説明する前に、租率決定の手続き並びにおおよその反当収穫量について述べておきたい。出石藩小出家の免相めんそう（貢租割賦状のことは、松平家・仙石家支配時代のものに比べ非常に簡略である。例えば一六八〇年（延宝八）袴狭村の場合、次のように記されている。

五ツ五分五リン五毛四仏三八  
一高七百六拾五石

取四百貳拾四石九斗九升壹合 米大豆

内

四百拾貳石六斗七升八合

米

拾貳石三斗壹升三合

大豆

外ニ

三拾壹石八斗七升四合 夫米

まず村高に対する租率を掲げ、次いで村高、年貢高、その内訳という順序で記してあり、これで終わりである。松平家・仙石家支配になると、地種ごとに高・租率を記して貢租高をあげ、租率は地種によって年々一定しているから、貢租額決定の根拠が比較的よく分かる。小出家時代の免相にはこれがなく、租額・租率とも年々変化しているので、その決定の根拠がまったく分からなかった。ところが、袴狭村に次に例示するような田方「坪付之覚」が残っていて、この疑問は解消した。他村にはまったく残っていない史料なので、煩をいとわずその全文を掲載しておく。

坪付之覚

粗耆升三合

一七反五畝貳拾四歩

此取八石耆斗八升六合

同耆升六合

一九反

此取八石九斗耆升

同耆升

一貳町耆反三畝廿四歩

此取拾九石貳斗四升貳合

一西がき

一 一かまへ口  
二 とうの下の

一 一 耆本木 一 一 上の口  
二 一 宮ノ下 一 一 谷かい



写真 197 延宝8年羽賀座村御免相 (袴狭区蔵)

第1節 近世前期の出石

同九合五夕

一五反七畝廿卷歩

此取四石九斗三升貳合

一とうぶけ

同九合

一壹町八反六畝拾八歩

此取拾五石壹斗壹升五合

一岡がなる

一 下井の口

一 志ぼづか

同八合五夕

一八反壹畝三歩

此取六石壹斗四合

一内田

同八合

一壹町七反壹畝三歩

此取拾貳石三斗壹升九合

一 辻かき

一 さか田

同七合五夕

一三町三反九畝六歩

此取貳拾貳石八斗九升六合

一 ださか

一 多けのまへ

一 大谷前

一 三石はし

一 赤坂

同七合

一六町四反四畝廿四歩

此取四拾石六斗貳升貳合

一 下坂

一 上坂

一 大谷

一 一八反田

一 なしが坪

一 志くろ谷

一 なかれ田

一 一

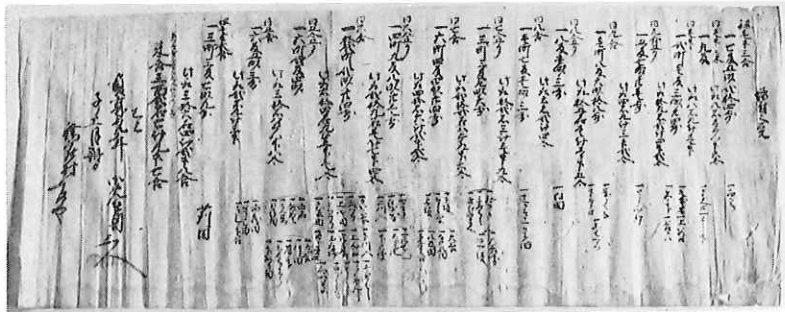


写真 198 坪付之覚・貞享元年袴狭村(袴狭区蔵)

第5章 近世の出石

同六合五夕

一 四町九反八畝廿七步

此取貳拾九石壹斗七升四合

- 一 やさか
- 一 や弥てん
- 一 古屋敷
- 一 あか池
- 一 上川入
- 一 下大坪

同六合

一 拾貳町貳畝貳拾四步

此取六拾四石九斗五升壹合

- 一 かいの谷
- 一 下川入
- 一 大つち
- 一 上向山
- 一 上ふか田
- 一 穴の谷
- 一 とっくり
- 一 土取場
- 一 六反田
- 一 ゆの木谷
- 一 打付ばし
- 一 国分寺
- 一 どしんぼ
- 一 ゆずりは
- 一 向山

同五合五夕

一 六町貳反四畝

此取三拾石八斗八升八合

- 一 白石
- 一 丸谷
- 一 餅あみ
- 一 川田
- 一 はんだや
- 一 岸ノ下
- 一 かね田
- 一 ほせきわり
- 一 下ふか田

同五合

一 六反五畝三步

此取貳石九斗三升

- 一 地藏田
- 一 いもうじ田
- 一 岸ノ下谷

同五合

一 三町三反七畝九步

此取三拾六石四斗貳升八合

刈田

五ツ壹分三厘三毛九仏三六ニ当ル

第1節 近世前期の出石

米合三百弍石七斗九升七合

已上

真享元年

御免奉行三人

子ノ十一月朔日

印

印

袴狭村

庄屋

(袴狭区有文書)

坪付けとは坪刈りによって一定区画ごとの田地に年貢高を決定することをいうのだろう。頭書に「坪類寄之覚」と記してある年もあるから、同程度の収穫高と見積もられた坪、すなわち小字こあざごとの田地を集計した文書が「坪付之覚」と解釈する。靱老升三合とか老升とあるのは一坪当たりの靱の量である。これを定靱と呼ぶ。定靱が同じ坪においても年々異なっているとみると、何か所かは実際に坪刈りし、後はここを基準に作柄をみて段階的に坪当たり定靱量を決定したのだろう。刈り田とは坪刈りを行う検見けみの時点までに刈り取りを済ませてある田をいう。このような田については豊凶いかにかわらず、袴狭村では一升二合と定められている。高額である。

定靱に面積を乗じて靱収穫高を算出し、その半分を玄米とみなし、それに



写真 199 元禄4年羽賀座村坪類寄之覚・部分 (袴狭区蔵)

表 60 袴狭村田方「坪付之覚」に基づく反当収穫高

年	作付面積	収 穫 高		年貢高(米)
		石 合	石 合	
1684年(貞享元)	町反敵歩 45. 8. 2. 00	504,661	1,101	302,797
1685年	46. 8. 1. 15	584,450	1,248	350,670
1688年(元禄元)	48. 4. 8. 00	636,375	1,315	381,825
1689年	46. 1. 5. 03	566,698	1,228	340,019
1691年	45. 0. 2. 00	544,460	1,209	326,676
1692年	44. 3. 6. 06	619,395	1,396	371,637

注：6か年平均反当収穫高は1石249合5勺となる。  
収穫高に対する年貢高は、いずれの年も6割になる。

租率を乗じて「此取<sup>このとり</sup>」すなわち年貢高が決定された。いまこの計算法に従って前掲の「坪刈之覚」一項ごとに、収穫高に対する年貢高、つまり租率を計算してみると、一升三合の坪を除き他はすべて六割になる。外の年の坪付之覚にはこの年の一升三合坪のような租率の異なる例はなく、すべて収穫高の六割が年貢高となっている。出石藩では実収穫高において「六公四民」が初期からの原則であったことが分かる。また年貢高算出の基礎に、「高」は用いられていない。このことから、検地に際し高は据え置き、面積の拡大を図った支配者の意図がよく理解できよう。こうして算出された年貢高を、今度は「高」すなわち毛付け高(実作付け高)で除して基準租率とした。さきの坪付之覚の末尾に記された「五ツ壱分三厘三毛九仏三六」である。ふつう「五ツ壱分」あるいは「五ツ二分」のように「分」の単位で切つてあるから、「厘」以下は切り捨てか切り上げがなされていたのだろう。このような村全体に適用する基準租率を「曲尺相<sup>かねあひ</sup>」と呼んだ。

以上のような手続きを経て決定された田の年貢高に畑のそれを加え、村高で除して租率を算定し、これを免相に記入して交付したのであった。したがって免相のみを見る限り、松平家・仙石家に比べ小出家の方が簡

略にみえるのであるが、実務においては、年々坪刈りを実施するのであるから、はるかに多くの労力・費用を費やしていたことが分かる。さらに坪付之覚によって、当時のおおよその反当收穫高が推定できる。表60にまとめた。六か年を平均すると一石二斗五升余になる。田の平均石盛りとほぼ一致する。

#### 高い小作料

次いで小作料高を見てみよう。口小野村西村弥兵衛は一七〇二年(元禄二五)に、所持田畑一筆ごとに面積・高・預け口を記した「高書預米之覚」を作製した。それをまとめたのが表58(四四八ページ)である。近隣七か村にわたって集積した田畑は二三町三反四畝余、高にして二九〇石余、預け口は三五一石余もある大地主であった。彼の所持田地の反当平均預け口は、高の約一・二三倍の一石五四一合である。これを先に見た袴狭村の反当定粃と比較すると、預け口の方が二斗九升ほど高い。口小野村の方が地味はよく、曲尺相も口小野村七ツ四分に対し袴狭村は六ツ六分であるから、口小野村の方が当然反当收穫高は高いはずであるが、口小野村の曲尺相をもって袴狭村の反当收穫高を推定してみたら一石四斗に比べて、なお口小野村の反当預け口は高い。定粃は農民の抵抗があつていくぶん低めであるだろうから、この差が出ているものと思う。それにしても、このように口小野村の反当散田高の方が袴狭村の坪刈り結果による反当定粃よりも高いことは、預け口は田の稲作收穫量全部を意味していることを表している。いい替えれば、表作の收穫全部が契約小作料であつたことになる。このことについては第二節において、さらに資料を加えて証明しよう。

預け口として地主が収納した小作料の中から、どれ程が領主へ年貢として納められたのだろうか。口小野村西村弥兵衛は一七〇五年(宝永二)に、同村徳兵衛の田地六町六反余を入手した。その高を記した「水帳之



第5章 近世の出石

表 61 近世前期と中期における高・物成  
預け口の比較

		宝永2年① (1705)	天保～嘉永② (1830～53)
面積		畝歩 660.26	畝歩 445.13
高		石合 81,833	石合 53,548
物成(年貢)		67,366	43,314
預け口		96,880	74,115
反当	高	1,238	1,202
	物成	1,093	972
	預け口	1,466	1,664
物成/高		82.3%	80.9%
物成/預け口		69.5%	58.4%
預け口/高		118	138

史料：①は宝永2年5月11日「水帳之覚徳兵衛分」が、徳兵衛から一括して譲り受けた田地の帳。

②は天保以降嘉永ころまでの間に作製されたと思われる文書。表題の記載なし。

(①・②とも 西村平八郎家文書)。

注：②に畑15歩を含む外は①・②とも全部田地。

覚徳兵衛分」の帳面の裏表紙に、高と御物成(年貢のこと)を記したメモがあったのでそれを整理して表61を作製した。実に預け口のおよそ七割が年貢である。地主取り分は約三割に過ぎない。前述した袴狭村の例を見てもこの割合は理解できる。すなわち收穫高(定廻)の六〇パーセントが本途物成で、これに本途物成の七・五パーセントの夫米と三パーセントの口米が加わるから、領主へ納める租率は收穫高の六六パーセントという計算になる。徳兵衛分田地の平均反当預け口は弥兵衛の高書帳に記されている田地に比べ低いので、特に地主取り分が少ないようである。後に述べるように、出石郡下郷では不作の年が重なり、満額納める年はめったにないから、表61に挙げられているとおりの年貢は納めなかつただろう。表61は標準ないしは見積もりといった性格の資料をまとめたものである。それにしても租率の高さと地主取り分の少なさには驚かされるだろう。しかし地主はまだしもよい。休む暇もなく耕作労働に励んだ小作人たちには、米は与えられない仕組みになっているのではないか。彼らの作得は裏作の麦しかない。湿田の多い出石郡下郷一帯でこんなことがあり得るだろうか、と疑問に思ったのであるが、

のちにあげる香住村一八二九年

(文政一二)ころの田井家「家事日録」を見ると、自作地預け口高に対する米收穫高(六二二ページ表88参照)は、一二年を平均して九〇パーセント余で預け口を下回っている。また裏作に大麦を作っている。寄生地主制の成立時から、表作全部が小作料、小作人の作得は裏作という原則が確立していたと考えられる。

ほとんどが乾田である円山川中流域の八鹿町域に属する村々の田地反当散田高(預け口高)を挙げてみると、高柳村二石四三一合(高に対する散田高指数は一九三)、米里村二石二八〇合(同一七七)、宿南村二石三六八合(同一二八)と大変高く、しかも散田高 $\parallel$ 契約小作料 $\parallel$ 全予想收穫量の原則が貫いていた。これらの村々の平均反当散田高が高いのは、なかに三石以上六石というような、とうてい当時の技術水準では考えられない收穫高 $\parallel$ 散田高をもつ田地がかなり含まれていたことによる。これ程高い反当散田高をもつ田がある理由は、実面積が検地帳面積よりもはるかに大きいにもかかわらず、実面積より生産される收穫量 $\parallel$ 散田高を検地帳面積で除している結果による。すなわち余歩(隠し田)が大きいからである。そして余歩は条件の悪い田地ほど大きかった。

例えば宿南村の場合、一八七二年(明治五)の史料によると、高一〇〇に対する散田高指数は、本田がもつとも小さく一七六、次いで起返田成(おきかえりたなり)が二七九、畑田成が二九八であった。起返田成は流れ地が再びよみがえって田となった所、畑田成は畑を田にした所である。出石郡下郷の場合、表58に見られるように、高に対する散田高指数は平均して一二三であるから、八鹿町域の村々に比べかなり低い。湿田に近い土質であるから土地生産力が低いところへもってきて、洪水時の被害は湛水(たんすい)が主で、土地そのものが流されるという危険が少なかつた地形とみられ、田地の存在が比較的安定、しかも長方形に整った田が多く、検地時の面積計算



写真 200 田井家「家事要録」  
(豊岡市 田井和男氏蔵)

がわりあい容易であった等の理由から、余歩が比較的少なかったためではないかと推定している。しかしこの点については、十分な実証を試みた後の結論ではないので確かではない。とにかく、出石郡下郷地域は円山川中流域の乾田地帯に比べ、反当散田高 $\parallel$ 反当小作料は少なかった。余歩が少ないとなると、それだけ年貢の庄迫は大きくなる。年貢は検地帳面積に課せられ、余歩の分はまるまる地主の取り分となるはずだからである。しかも湿田に近い所だから、小作人たちの裏作も思うに任せなかっただろう。

このような条件下にあった小作人たちは、表作(米)収穫の幾分でも手もとに残したいと、それこそ年々必死の交渉を地主との間に交わしたに違いない。ひいては領主へ対してでもある。その表れが年貢高の極端な変化である。

**曲尺相固定** 香住村田井惣助家の「家事要録」に、近世初期免相の一部が転写されていた。豊凶の際立ちの経過 年を特に抜き出して記録したものと思われる。その結果を表62にまとめた。変動幅の大き

さに驚かされるだろう。これに比べると八鹿町域の場合は極めて少ない(『八鹿町史』)。出石郡下郷域がいかに湛水による被害を大きく受けていたかが想像できよう。と同時に、このことが小作人たちの救いでもあったと考えられる。すなわちこの被害を楯(たて)に減免要求を提起し、前記のようになったと推定するのである。したがって出石

表 62 初期貢租率の変遷  
出石郡香住村(494石440合)

年	貢租率%	貢租高 (夫米は含まず)
寛永元年(1624)	58.77	石 合 290,586
〃 10年(1633)	31.06	153,601
正保2年(1645)	58.77	290,608
万治3年(1660)	10.76	53,235
寛文6年(1666)	4.11	20,361
天和元年(1681)	7.33	36,247
貞享2年(1685)	45.31	224,080
元禄9年(1696)	51.88	256,555

史料：香住村田井惣助「家事要録」(豊岡市・田井和男家文書)。

注：①貢租率は村高に対する割合で、小数点3位以下は切り捨て。

②毛付け高に対する租率は、元禄9年田方6ツ1分畑方4ツ2分である。これに基づいて寛永元年を推定すると、田方7分、畑方4ツ2分となる。

③香住村の検地は正保2年であるが、それ以前の寛永元年と同10年の免相の村高が、正保以後と同じであることは、元和の検地であったことを物語っている(下の写真参照)。



写真 201 田井家「家事日録」に見る  
正保2年の免状写  
(豊岡市 田井和男氏蔵)

郡下郷地域においては、高に対する租率すなわち曲尺相が固定化するより、毎年検見によって決定される方がよかったかも知れない。しかし反面、これに費やす労力を思うと、そうとも断定できない。収穫が比較的に安定している乾田地帯では固定化を望んだ。そのため養父郡高柳村では、一六九三年(元禄六)三月に次のような嘆願書を提出している。

高柳村の儀は、このごろ五、七年は毛免相(検見による租率決定)にて御座候処に年々かねあい(曲尺相)あがり候て、ひととつづれきり迷惑仕り候、もつとも谷田などには年々毛損もつかわされ候えども、かね相定まらず候ては未進出来仕り候えども、御代官様きびしく仰せ出され候て、残らず先々へお渡し成られ候処に、今に渡し得申さず日々催促いたし迷惑仕り候、かねあい御定めつかわされ候えは田畑質物に入れ申し、又は一毛に売り候てなりとも、らち明け見申したく候、

と述べているのである。曲尺相が固定化すれば、田地を質にも入れ易いといっている。領主側にとっても毎年曲尺相を変更させることは煩瑣<sup>はんさ</sup>であった。経験の積み重ねによって、村ごとの曲尺相はほぼ見当がついている。そこで小出家治世末期に農民の希望を容れ、その固定化を図ることを試みた模様である。

その基礎作業の一つであろう。丸中区多田勝家に所蔵されている一六九六年（元禄九）「出石下郡（郷）高石引地帳」に、出石郡下郷全村年貢高が村ごとに次のような形式で集録されている。袴狭村を例に引いて抜き書きしてみよう。

羽賀座（袴狭）村

四ツ四歩四厘耆毛四一九

一 高七百六拾五石

拾石九斗五升九合

内

三石壹升六合

内

六斗九升六合

貳石五升四合

貳ツ七分

三石貳斗三升七合

取八斗七升四合

田畠

屋敷

麻畑

麻畠盛御用捨

庄屋屋敷

明屋敷野畠ニ成

第1節 近世前期の出石

残七石九斗八升八合 定取

六百七拾七石七斗七升九合 田方

内

拾六石貳斗貳升四合 荒

壹石貳斗九升六合 田ニ不成野畠ニ成

内七升六合 亥ノ川成

残壹石貳斗貳升 当毛付

貳ツ七分

取三斗貳升九合 大豆

三斗壹升貳合 川砂山入亥ノ川成

三拾壹石壹斗四升 年々川成堤下土手下竿違新古砂入

貳斗七升八合 当田引成

貳拾石 当毛損

六ツ五歩

残六百七石三斗三升三合 毛付

取三百九拾四石七斗六升六合 米

七拾三石貳斗四升六合 畠方

拾六石六斗七升六合 大荒

七石六斗六升三合 年々川成山先川成

九斗四升五合 茶下御用捨

式石四斗壹升六合 高荒

六升 川成

残四拾五石四斗八升六合 毛付

取拾貳石貳斗八升壹合 大豆

取四百拾六石貳斗三升八合 米大豆麻屋敷

外二三拾壹石貳斗壹升八合 夫米

同村新発

壹ツ五分八厘貳毛五一九

一高拾壹石九斗七升四合 田畠

(以下略)

最初に村高を記し、次いで年貢賦課額を定取り、田方・畑方に分けて示している。それぞれの項では初めに荒、川成り(流失して川と成る)、砂入り(洪水による土砂流入)などによる年貢負担免除地を記し、その残りに曲尺相を乗じて租額を示している。定取りとは、高の額そのままが年貢、すなわち高に対する租率(曲尺相が一〇割の地をいう。屋敷・麻畑がそれであった。田方の場合、毛付け高六〇七石三三三三合に対する曲尺相は、六ツ五分(六五パーセント)となっている。この項は、先に掲載した「田方坪付之覚」を集約したものに於ける。そして一六八四年(貞享元)の坪付之覚の場合には、曲尺相は「五ツ一分三厘三毛九仏三六」にあたり、七けたもの細かな数字となっている。租額算出の経緯を思いおこせば、このようになった理由についてはよ

く理解できよう。すなわち田地一筆ごとに定割を査定し、その六割を租額として算出、それを集計して毛付け田地全体の租額とし、これを毛付き高で除したからである。毎年このような手続きを経て決定された、けた数の多い租率をもって農民個々の負担額を計算していると、村役人の事務は大変だったろう。そこで農民個々に対する割り付けにあたっては、おそらく曲尺相は五ツ二分と二けた台に切り上げ、収穫量も定割査定時の差等はいわず、上田とか中田とかによって差をつけられた高に、この単純化された曲尺相を乗じて、租額を算出していたものと思う。これを受けて、領主側も積み重ねた経験に基づき、曲尺相固定化にあたって二けた台の曲尺相を示すにいったと考える。その最初が一六九六年（元禄九）であったところから、一郷全体の租額算出資料を庄屋がメモしたのであろう。それが幸いにも丸谷村（丸中区）に一部残ったとみるのである。畑については、袴狭村では一六八五年（貞享三）の田方坪付之覚の末尾に、「三ツ」とのみ記して坪付けがないところから、これを畑高に乗じて畑年貢（大豆）を算出していたものと思う。実際には、田と畑は同じ手続きで租額を割り付けていた訳である。

小出家役人は、一六九六年（元禄九）には前に示したような年貢割賦資料を作ったうえ、改めて従来の形式の免相を交付した。その翌年、出石藩は松平家の支配となる。と同時に松平家は免相の形式を変え、四六七〜四六九ページに例示した年貢割賦資料そのままの形式を免相とするようになったのである。仙石家もこの形式を踏襲する。したがって一六九七年（元禄一〇）からは、田方・畑方の毛付き高の項に、二けた台の曲尺相が必ず記されることになる。そしてこの年、すなわち元禄一〇年の免相に記された曲尺相が、以後固定化する。それは元禄九年の「出石下郡（郷）高石引地帳」に記された率より、いずれの村とも若干高い。袴狭村



第5章 近世の出石

表 63 村別曲尺相並びにその適用石高

	1696年(元禄9)の田畑毛付高						1697年以降の 固定化曲尺相	
	村高	田 方		畑 方		貢租高		
		毛付高	曲尺相	毛付高	曲尺相	(夫米合 まぜ)	田	畑
弘原町分	石合 792,574	石合 352,884	ツ歩 6.1	石合 266,945	ツ歩 3.5	石合 373,243	ツ歩 6.9	ツ歩 3.8
町分長砂	68,779	60,996	5.6	2,848	3.1	38,511	6.5	3.4
弘原中	65,176	16,934	4.4	19,263	1.7	21,089	5.2	2.0
沢原分	8,472	7,971	4.9			3,906		
弘原下	191,672	102,953	5.1	62,782	3.5	79,544	5.5	3.7
長砂	68,993	37,339	5.6	15,910	3.1	28,553	6.5	3.4
小計	1,199,614	579,128		367,748		527,194		
宮内	985,696	571,902	6.7	124,267	4.6	454,999	7.1	4.6
坪井	121,916	84,483	6.4	13,844	4.5	61,344	6.6	4.5
袴狭	765,000	607,333	6.5	45,486	2.7	416,238	6.6	2.7
田多地	211,913	174,676	6.1	7,689	3.6	111,508	6.3	3.6
安良	253,048	179,806	6.2	16,931	4.0	125,899	6.3	4.0
嶋	457,894	306,816	5.8	30,567	4.6	212,171	6.0	4.6
上鉢山	544,860	489,793	5.6	29,150	3.6	294,805	5.9	3.6
下鉢山	196,974	177,383	5.4	13,199	3.0	102,612	5.7	3.0
香住	494,440	389,043	6.1	24,594	4.2	256,555	6.4	4.2
片間	411,181	272,831	3.6	11,549	3.3	106,140	4.5	3.3
三木	539,154	325,433	5.3	21,251	4.2	185,177	5.7	4.2
大谷	557,430	371,330	6.1	39,322	4.6	249,255	6.3	4.6
丸谷	116,260	80,711	5.8	16,306	4.5	58,325	6.4	4.5
中谷	89,700	29,973	6.5	33,703	4.6	36,993	6.6	4.6
森井	145,695	88,777	6.4	20,725	5.0	70,380	6.5	5.0
尾崎	186,787	114,994	6.2	30,654	4.7	90,107	6.4	4.4
鳥居	296,246	185,286	5.9	53,072	4.4	142,658	6.3	4.4
長谷沢開	6,153	3,371	2.5	782	1.5	960		
小計	6,557,813	4,453,941		533,091		2,990,380		

第1節 近世前期の出石

	1696年(元禄9)の田畑毛付高						1697年以降の 固定化曲尺相	
	村高	田 方		畑 方		貢租高	田	畑
		毛付高	曲尺相	毛付高	曲尺相	(夫米舎) ま		
口小野	石合 345,395	石合 312,683	ツ歩 7.45	石合 13,056	ツ歩 4.7	石合 245,643	ツ歩 7.4	ツ歩 4.7
奥小野	537,000	387,766	7.1	12,371	4.4	285,326	7.2	4.4
奥野	464,938	401,810	6.0	22,617	4.4	258,696	6.3	4.4
穴見	193,495	156,749	5.6	15,038	4.8	94,669	6.1	4.4
三宅	643,766	474,471	6.4	19,628	4.6	321,622	6.9	4.6
森尾	337,382	309,221	6.8	14,043	4.4	221,945	6.9	4.4
立石	288,450	207,286	6.6	8,541	4.0	141,908	6.8	4.0
伊豆	827,045	607,455	5.8	100,655	4.1	419,040	6.0	4.1
福居	494,932	314,478	5.8	80,400	4.7	231,052	6.0	4.7
福荒	392,145	222,846	5.95	19,560	4.4	148,391	6.3	4.4
細見	364,240	227,645	6.3	12,780	4.4	154,947	6.4	4.4
福見	106,200	53,464	6.3	9,989	4.1	39,450	6.6	4.1
暮坂	143,200	81,181	6.3	11,664	4.6	58,021	6.5	4.6
弘原上	368,882	244,977	5.0	91,349	2.3	152,307	5.4	2.5
弘原中	228,921	99,972	4.4	81,288	1.7	72,563	5.2	2.0
沢原分	75,413	74,912	4.9			36,715		
弘原下	177,130	94,735	5.1	56,683	3.5	72,944	5.5	3.7
鍛冶屋	112,854	74,372	5.3	24,996	3.7	53,229	5.8	3.7
小計	6,101,388	4,346,023		594,658		3,008,468		
合計	13,644,897	9,379,092		1,495,497		6,526,042		
出石町分							9.1	5.7
水上							8.4	4.8
奥山							4.4	2.5
上野							7.7	4.3
桐野							7.7	3.6
日野							7.2	4.1
寺坂							7.7	4.0

史料：元禄9年は「出石下郡高石引地帳」（多田勝家文書）。

注：元禄9年は小出氏絶家の年であり、曲尺相は例年より若干低い。

田畑毛付高を総合的に把握できるので利用した。ここにあげた毛付け高は曲尺相の適用される高を指す。このほかに定取りで(曲尺相10)の屋敷・麻畑、曲尺相の低い新築・起返地があるので、毛付け高に曲尺相を乗じた額が貢租高にはならないもつと多いはずである。なお、本表の弘原町分と町分長砂の計が表52の弘原町分の村高となる。同様に2行に分かれている弘原中村と沢原分の計が表52の弘原中村の村高に当たり、本表では2か村に分かれている弘原下村の計が表52の弘原下村の村高となる。



写真 202 元禄13年松平時代の免相・前半部  
(中和岡右衛門氏蔵)

の場合、一分あがって六ツ六分となっている。その村ごとの一覧は表63に示した。  
以上の経過をたどって、松平家治世に入ってから曲尺相は固定化した。この曲尺相が適用される範囲をも  
う一度吟味しておこう。

寛永へ正保の検地帳に登録された田畑の中から、屋敷・麻畑・大荒れ・流れ地・起返田成・起返畑成(流  
れ地に再び土砂がたまり田や畑となった地などを差し引いた田畑全部に適用される。これらは本田・本畑と称さ  
れている。寛永へ正保検地以後に開発された土地は、「新発」として免相においても別項とされ、しかも表  
52を見れば明らかのように、その面積は微々たるものであるから、本田・  
本畑の占める割合は各村とも高く、九〇パーセント以上の村が多い。表63  
において村高に対するその平均を求めると、約八〇パーセントになる  
のであるが、表52に示した大荒れ地を差し引いた作付け可能地高に対する  
割合を求めると、八九パーセントになる。だから、実毛付き高に対し  
ては優に九〇パーセントを超すのである。減免にあたって、この曲尺相  
の数字が変更されることはまれで、毛損すなわち無年貢査定的面積を増減  
させることによって、その目的を達している。

夫米・口米 田に対する曲尺相は、六公四民の原則に基づいて設定され  
・小物成 たものであり、畑に対してもおおよそこれに準ずる程度の  
率でもって設けられたものであろう。この曲尺相をもって賦課された貢租

第1節 近世前期の出石

が本途物成、つまり本年貢である。このうえに付加税として夫米と口米があった。夫米はもとも夫役であった。出石城築城のころには、盛んに徴発されたことであろう。しかし城下への距離の遠近によって負担に不公平が生じることから、各藩において次第に代納に改められた。出石藩でも一六六〇年（万治三）ころから米で納めるようになった。香住村田井家「家事要録」に転写されている数枚の小出家時代免相に、夫米が出てくる最初は万治三年であるところからこのように推測した。課率は本途物成の七・五パーセントであった。口米とは貢納米の減損を補充するために課せられたもので、率は本途物成の三パーセントである。このほか小物成としてさまざまなものに課税された。例えば、一七〇六年（宝永

三）『出石江御所替之節書類』に次のような記載がある。

或人の覚書に、宝永三戌年御所替之節之郷村帳と記候末ニ、左之通書付有之、此書付は御先主伊賀守様御附渡を以書添たる物ニ可有之哉、如左

小物成運上出石郡

米百式拾七石七斗式升三合

茶代

米六拾式石七斗壹升七合

山手

真綿百拾壹貫三百六拾壹匁八厘

桑代

此口綿四貫四百五拾四匁四分四厘

米式石八斗壹升六合

楮役

米九石式斗式升

紺役

米式斗五升

炭釜役



写真 203 宝永3年仙石家の免相・前半部  
(中和岡右衛門氏蔵)



茶代・桑代は元和ころに茶の木・桑の木一本ずつに課せられた額が、以後変更されることなく幕末まで続く。山手とは入会山の利用に対して、糠藁代は馬の飼料として課せられた。絹織役とは絹織に対してである。種類は多かったが、小物成総額は本途物成・夫米・口米あわせた額の約三パーセント余であった。

前掲の出石郡小物成運上の中で、出石町（出石町分・弘原町分を含む）だけに課せられているそれを挙げてみると、町伝馬役・店役・鮎川役・柴札役・町中地子がある。町伝馬役とは町中伝馬役とも記されていて、公用貨客を運ぶ荷役を銀に換えて、町中が負担することを意味しているであろうが、詳細は分からない。店役とは店に課せられた運上である。仙石家が入部して翌年の一七〇七年（宝永四）からは、この運上は廃止された。鮎川役四匁とは米に換算すると六升ほどのわずかな額である。ほかに川役もあるところを見ると、出石の町には域内を越えた範圍にまで鮎狩りに出掛けることのできる権利が許されていて、それに対する運上としてこれがあったのであろうか。柴札役については後述する。町中地子とは町家の屋敷地に課せられた運上である。江戸時代中期（天明・文化）ころの宵田町一三〇軒の地子負担分布をみると、米六升以下が七〇軒、七升〜一斗が三〇軒、一斗一升以上が三〇軒で、中には吹田屋藤兵衛のように、一軒で一石二斗二升余も負担する者があった。平均すると一軒当たり約一斗であった（池田甲子郎家文書「地子之帳」）。

なお、絹織役は町域内で出石町分だけが一疋で、残り六疋は山之中組の負担である。山之中組の史料が欠除しているので、どの村が納めていたかは明らかでないが、現在ちりめん織りが盛んに行われている地域が、それに該当していたであろう。宝永年中までに、このあたりにはすでに絹織物業が始まり、出石の町にも一部導入されていたことが分かる。